○金融庁厚生労働省告示第三号

労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第一条第一号の規定に基づき、昭和五十七年大蔵省労働省告示第一号（労働金庫の出資の総額が二億円以上であることを要する市を指定する件）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月二十三日

金融庁長官　畑中龍太郎
厚生労働大臣　小宮山洋子

第十九号の次に次の一号を加える。

二十　熊本市

○財務省告示第九十号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十四年二月二十日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十四年三月二十三日

財務大臣　安住　淳

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第八回	二十三億円	百円八十八銭
〃	第十一回	五億円	百円七銭
〃	〃	百八十億円	百円八銭
〃	第十二回	五億円	百円十三銭
〃	第十四回	五十二億円	百円
〃	第十五回	四十七億円	九十九円九十一銭
〃	第十六回	五億円	九十九円七十二銭
〃	〃	五十一億円	九十九円七十四銭
〃	第十七回	百八億円	九十九円四十銭
〃	第十八回	三十億円	九十九円六十銭
〃	第十九回	七億円	百円十八銭
〃	〃	二十七億円	百円十九銭
〃	〃	九億円	百円二十三銭
〃	第二十一回	四億円	百一円三十七銭
〃	第二十三回	二億円	百一円九十二銭
〃	〃	十億円	百一円九十三銭
〃	第二十四回	六億円	百二円二十二銭
〃	第二十五回	六億円	百一円十七銭
〃	〃	七億円	百一円十八銭
〃	第二十六回	十億円	百円六十四銭
〃	〃	十億円	百円六十六銭
〃	第二十七回	七億円	百円三十三銭
〃	第二十八回	七億円	九十九円二十八銭
〃	第二十九回	百十五億円	九十八円九十銭
〃	第三十回	十億円	九十八円七十九銭
〃	〃	四十億円	九十八円八十銭
〃	〃	二十一億円	九十八円八十二銭
〃	〃	四十六億円	九十八円八十三銭
〃	第三十一回	九億円	九十八円四十七銭
〃	〃	二億円	九十八円五十銭
〃	第三十二回	五億円	九十八円四十三銭
〃	〃	四億円	九十八円四十五銭
〃	第三十三回	二十億円	九十八円四十二銭
〃	〃	二十億円	九十八円四十四銭
〃	〃	五億円	九十八円四十五銭
〃	〃	二十億円	九十八円四十六銭
〃	〃	十三億円	九十八円四十八銭
〃	第三十四回	九億円	九十八円十銭
〃	第三十五回	三十八億円	九十八円五十五銭
〃	第三十六回	十二億円	九十八円三十三銭
〃	第三十七回	二億円	百円十四銭
〃	〃	九億円	百円十七銭
〃	〃	七億円	百円十八銭
〃	第三十八回	二十億円	百一円二十銭
〃	〃	二十億円	百一円二十二銭
〃	〃	三十億円	百一円二十四銭